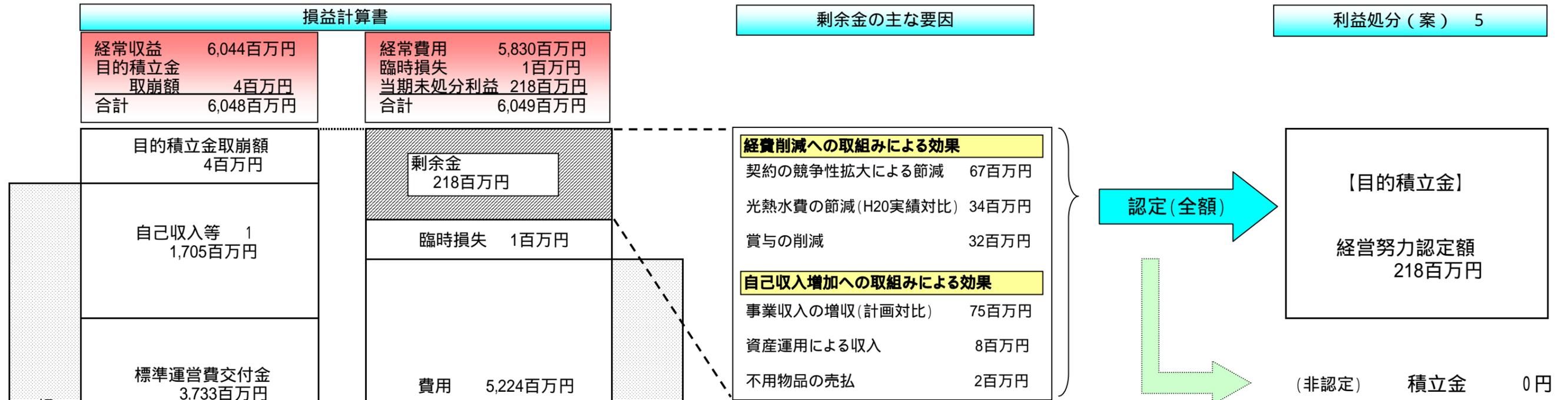


平成21年度 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの剰余金の概要及び利益処分案について

利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。
 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの



1 自己収入等の内訳

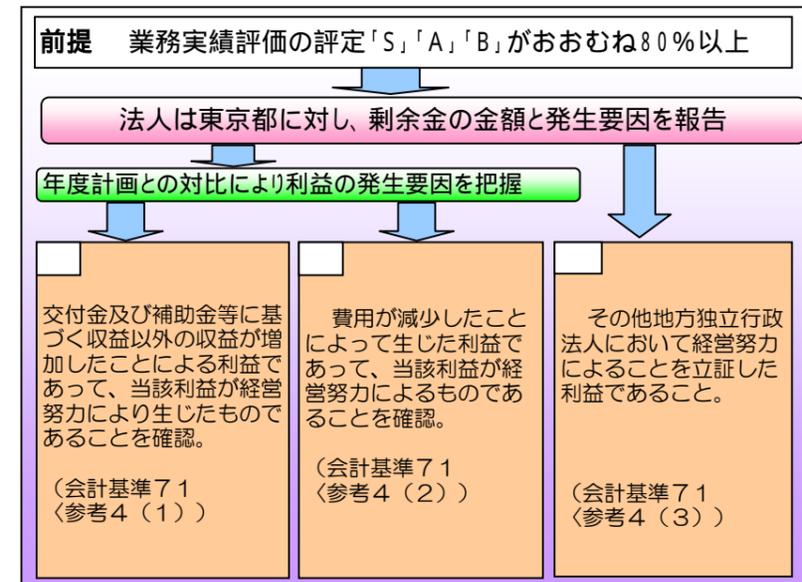
手数料収益	292百万円
使用料収益	59百万円
受講料収益	16百万円
指導事業収益	3百万円
受託事業収益	294百万円
外部資金導入研究収益	399百万円
科学研究費間接経費収益	2百万円
財務収益	8百万円
雑益	6百万円
資産見返勘定戻入	626百万円
計	1,705百万円

2 経常費用の内訳

業務費	3,512百万円
一般管理費	2,307百万円
施設整備費	3百万円
財務費用	8百万円
計	5,830百万円

- 特定運営費交付金は、費用が発生する毎に同額を収益計上するため、交付金額と費用は同額になる。(=費用進行基準)
- 補助金等収益は、施設整備に要する費用が確定後に補助金を交付するため、収益金額と費用は同額になる。

【経営努力認定の考え方】



5 利益処分の概要

地方独立行政法人法第40条第3項に基づき、地方独立行政法人は、当該事業年度に剰余金が発生した場合には、設立団体の長の承認を受けて、その額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の剰余金の使途に充てることができる。

(注) 百万円未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。